

令和4年度 音楽学部若手作曲家・演奏家・研究者支援事業 募集要項

「東京藝術大学若手芸術家支援基金」により下記の通り、支援を行います。

1. 目的

若手作曲家・演奏家・研究者に対し、その活動の中で日常的に付随する事業の補助を行うことで、活動支援および学習・研究成果の社会還元を促すことを目的とする。

2. 助成対象となる事業

令和4年度中に開催又は完了する下記の事業を助成する。

①音楽学部・大学院音楽研究科在学生在が主催する事業

※非正規生は対象外

※令和4年5月1日現在休学者及び事業実施時に休学を予定している者は対象外

②音楽学部卒業生又は大学院音楽研究科修了生が主催する事業

※非正規生は対象外

※2017年3月～2022年3月の卒業生又は修了者に限る

③音楽学部・大学院音楽研究科における学科・専攻又は研究室が主催し、若手作曲家・演奏家・研究者（在 student、卒業・修了生）が参画する事業

★事業とは、演奏会、上映会、展覧会、研究報告会、講演会、ワークショップ、シンポジウム、出版、Web サイトでの公開等により、本学で得た学習・研究成果を広く社会に向けて発信するためのものとする。単に個人の自己研鑽のための活動は対象としない。

★学内演奏会、卒業演奏会、修士リサイタル、学位審査演奏会、その他カリキュラムに直接関係する事業は支援対象外とする。

★採択後、事業の内容や開催又は完了時期変更／中止する場合は、速やかに申し出ること。（中止及び令和5年度以降へ延期の場合は、助成金は返還していただくこととなる。）

3. 助成金額

①、②：1件につき5万円以内

③：1件につき20万円以内 ※①、②、③を併せて最大150万円程度を助成する。

4. 助成対象となる経費

・材料費、印刷費、翻訳費、旅費、業務委託費、通信運搬費、広告宣伝費、
使用料／借料（会場費や機材レンタル費等）、感染症対策費、備品／消耗品費

※申請者（団体）自身や、在学生に対する報酬・謝金は不可

※飲食費・交際費はいかなる場合も対象外

5. 助成金の交付及び使用

- ①、②：助成金を振込支給する。経費の管理は、申請者自身が行うものとし、事業の開催又は完了後に、領収書や振込明細等の証拠書類を含む報告書を大学へ提出するものとする。
- ③：音楽学部会計係を通じて物品等の発注や支払い処理を行うものとし、事業の開催又は完了後に、報告書を提出するものとする。

①、②、③のいずれも、採択通知前に発生している経費への助成金使用は不可とする。

※事業実施の際は、関連の印刷物・WEB サイト等に「令和4年度 音楽学部若手作曲家・演奏家・研究者支援事業」の助成を受けた旨を明記すること。

6. 応募にあたっての注意事項

- ①：
 - ・事業実施の「監督者・管理者」として、監督教員(指導教員等)の許可を必ず得ること。
- ①、②共通：
 - ・申請者は当該事業を主催する者(当該事業の企画・運営の中心を担う者)とする。
例えば、当該事業に、単に出演するだけ、協力者として参画するだけの者は申請者になれない。名義貸しなどがあつた場合は、採択或いは交付後であっても失格とし、助成金は交付しない或いは返還していただくこととする。
- ③：
 - ・申請者は当該事業の実施責任者となるため、当該事業を実施の主体となる学科・専攻又は研究室の常勤教員又は特任教員とする。
 - ・申請者以外に、連絡担当者を置くことができる。
- ①、②、③共通：
 - ・1人につき、申請できるのは1件に限る。また、1事業につき1件の申請に限る。
(年度内に複数回行うシリーズものについては、1シリーズで1事業とみなし、回ごとに申請することは不可とする。虚偽の申請があつた場合は、採択或いは交付後であっても失格とし、助成金は交付しない或いは返還していただくこととする。)
 - ・昨年度、助成金の交付を受けた者については、下記に示す申請期間末までに昨年度採択分の事業に係る実施報告書が未提出の場合は、今回の公募の審査対象とはしない。

7. 申請期間・採択等スケジュール

2022年5月13日（金）から6月7日（火）12：00まで 申請期間

2022年6月24日（金） 採択結果通知（予定）

→ 通知は申請書に記載のメールアドレスへ送付する。

→ 6月28日（火）までに結果通知が来ない場合は、下記、問い合わせ先にご連絡ください。

（問い合わせ前に迷惑メールフォルダを確認すること）

2022年6月末頃～7月上旬 ①、②の採択分について交付手続き

→ ①、②に採択された者は助成金公布のための手続き書類を提出

※詳細は採択結果通知の際にお知らせする。

※提出期限までに手続き書類が提出されない場合は交付しない。

2022年7月末～8月中 ①、②の採択分について、助成金を銀行振込により交付

8. 選考・審査

選考は、音楽学部長、音楽学部副学部長等により構成する審査会が決定する。

審査は、以下の観点により行う。

(1) 事業の意義

(2) 事業計画の妥当性・実現性

(3) 期待される効果

(4) 感染拡大予防の実効性・安全性

9. 応募書類の提出方法、提出先、問い合わせ先

応募書類： 所定の「申請書」（形式 Excel）

提出方法： 電子データ（Excel）によるメール提出のみ（郵送、持参不可）

提出先： 音楽学部庶務係 ms-shomu@ml.geidai.ac.jp

提出期限： 6月7日（火）12：00まで【厳守】

※ 提出後、受付完了メールが5日（土日祝を除く）以内に来なかった場合は、問い合わせ先にご連絡ください。

（問い合わせ前に迷惑メールフォルダを確認してください。）

本事業問合せ先： 音楽学部庶務係 ms-shomu@ml.geidai.ac.jp